

お知らせ

2021-1-21

注目重要

法改正による各種申請書式等について

2021年1月1日付で「建築関係手続きに係る押印廃止」施行されましたが、以下の手続きに係る書式と運用については、指導内容の確認ができ次第ご案内とさせていただきます。

記

1. 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
2. 住宅性能評価
3. 住宅金融支援機構適合証明 **※現時点では従来通りの押印が必要です。**
4. B E L S 評価業務
5. 省エネ適合性判定
6. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
7. 建築物省エネ法第30条36条認定に係る技術的審査
8. 住宅に係る各種証明書発行
9. その他

以上

- ※1 経過措置により当分の間は改正前の書式の使用も可能です。
- ※2 従来のように押印のある書類でも手続きは可能です。
- ※3 監督関連行政の指導によって押印が必要になる場合があります。